入　札　公　告

（仮称）東京区政会館別館（特別区職員研修所）新築工事について、制限を付した一般競争入札を行うため、公益財団法人特別区協議会契約事務規程第１０条の規定により次のとおり公告します。この入札に参加を希望する者は所定の日までに申請し、入札に参加する資格があることの確認を受けてください。

令和２年２月１４日

公益財団法人特別区協議会
理事長　　山　　﨑　　孝　　明

１　競争入札に付する事項

⑴ 業　　種　　建築工事

⑵ 工事件名　　（仮称）東京区政会館別館（特別区職員研修所）新築工事

⑶ 工事場所　　東京都千代田区九段北一丁目２番３（地名地番）

⑷ 施設概要及び工事概要

	概要
用　　途	事務所（研修所）
敷地面積	４７０．０６㎡
延床面積	３５３３．７５㎡
建物構造	鉄骨造（一部　鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート造） 地下１階　地上９階建
備　考	電気設備工事、機械設備工事、エレベーター工事及び俎橋児童遊園の整備工事を含む。 なお、上記の敷地面積に俎橋児童遊園の敷地面積（２５２．３３㎡）は含んでいない。

⑸ 工　　期　　契約締結日の翌日から令和４年７月２９日まで

⑹ 予定価格　　事後公表

２　競争入札参加資格条件

⑴　申込日時点で公益財団法人特別区協議会（以下「当協議会」という。）における建設工事等競争入札参加有資格者であり、建築工事の登録資格を有すること。

⑵　以下の要件に該当する単独企業又は自主結成方式かつ、共同施工方式による共同企業体であること（共同企業体の結成方法等については、特別区人事・厚生事務組合建設工事等の共同施工方式に対する発注取扱要綱に準じるものとする）。

ア　単独企業の要件

①本件公告日現在における建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２７条の２３第１項に定める経営事項審査（以下「経審」という。）の「建築一式」工事の総合評点が１，７００点以上であること。

イ　共同企業体の要件

①企業数は代表企業を含めて２者又は３者とし、全ての企業が当協議会における建設工事等競争入札

参加有資格者であり、建築工事の登録資格を有すること。

②第１順位の者については、本件公告日現在における建設業法第２７条の２３第１項に定める経審の「建築一式」工事の総合評点が１，７００点以上であること。

③第２順位の者及び第３順位の者については、本件公告日現在における建設業法第２７条の２３第１項に定める経審の「建築一式」工事の総合評点が第１順位の者を上回らないこと。

④第１順位の出資比率が７０パーセントを下回らないこと。

⑶　単体企業又は共同企業体の全構成員が建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていること。

⑷　単体企業又は共同企業体の第１順位の者が建設業法に規定する監理技術者資格者証を有する監理技術者を専任で配置できること。

⑸　単体企業又は共同企業体の全構成員が申込日時点で引き続き２年以上営業していること。

⑹　単体企業又は共同企業体の全構成員が公益財団法人特別区協議会競争入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。

⑺　単体企業又は共同企業体の全構成員が過去３年間における当協議会との取引上において以下のいずれにも該当しないこと。

ア　契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

イ　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ　公益財団法人特別区協議会契約事務規程の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

カ　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

キ　一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

⑻　以下に示す実績を企業（共同企業体の場合には第１順位の者をいう。以下同様とする。）及び専任で配置する監理技術者がそれぞれ全て有すること（共同企業体としての実績の場合には、第１順位としての実績に限る）。ただし、専任で配置する監理技術者については、イに示す②から⑤の実績を満たさない場合でも、当協議会において同等類似の実績に該当すると判断した場合には、入札参加資格条件を満たしているものとして取り扱うことがある。

ア　企業としての実績

①建築基準法施規則別紙に定める以下のいずれかの用途種別の施設について、過去１５年以内の工事実績（平成１７年２月１５日以降に竣工した新築又は改築工事に限る。以下同様とする。）を有すること。

（ア）研修施設（事務所）

（イ）大学

（ウ）専修学校

（エ）各種学校

②５階以上かつ２，０００㎡以上で首都高速道路に近接した施設の過去１５年以内の工事実績を有すること。

イ　本件に監理技術者として専任で配置する技術者の実績

①一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。

②監理技術者として、以下のいずれかの用途種別で構造形式がＳ造（鉄骨構造）の施設について、過去１５年以内の工事実績を有すること。

（ア）事務所

（イ）大学

（ウ）専修学校

（エ）各種学校

③監理技術者として、床面積２，５００㎡以上で、地上３１m以上かつ地下階を有する施設について、過去１５年以内の工事実績を有すること。

④監理技術者として、既存地下躯体を山留等で仮設に利用した工事について、過去１５年以内の工事実績を有すること。

⑤監理技術者として、東京都建設局が所管する河川の護岸に隣接した地下階を含む施設について、過去１５年以内の工事実績を有すること。

(9)　入札時に「取組体制表」、「工程計画表」及び「工事施工計画図」（詳細は別紙「入札参加条件について」の３を参照。書式は任意とする）を提出できること。

(10)　この入札に参加する単体企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。なお、共同企業体の構成員となる事業共同組合員は、この入札に参加するほかの共同企業体の構成員となることができないものとする。

(11)　経営上以下の状況にないこと。

ア　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項に基づき更生手続開始の申立てがなされた者

イ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項に基づき再生手続開始の申立てがなされた者

ウ　本件入札日前６ヶ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

エ　本件入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(12)　共同企業体の構成員が入札書提出までの間に(11)に該当する状態等に陥った場合は、当該共同企業体の入札参加資格を取り消す。ただし、代表構成員以外の構成員が(11)に該当する状態に陥った場合は、予め当協議会の承諾を得た上で、(11)の状態に陥った構成員を除く共同企業体を新たに結成し、かつ、入札書提出までに入札参加資格の確認申請手続が完了し、入札参加資格を得られた場合に限り、入札に参加できるものとする。

(13)　公益財団法人特別区協議会契約における暴力団等排除措置要綱（平成２５年２月４日理事長決定）による入札参加除外者に該当しないこと。

(14)　この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係（当協議会の建設工事等競争入札参加

資格登録事項にいう「関係する会社」に当たるもの）がないこと。

3　入札参加希望申込

(1)　この入札に参加を希望する者は、当協議会が定めた入札参加希望申込書（様式第１号）及び当協議会の建設工事等競争入札参加資格審査受付票（受理印のあるもの）の写しを提出して、この競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2)　入札参加希望申込の添付書類

ア　経営事項審査の結果通知書（公告日現在で最新のもの）の写しを提出すること。

イ　特定建設業の許可証（直近のもの）の写しを提出すること。

ウ　この工事に専任する監理技術者を配置予定監理技術者等調書(様式第２号)に記載し提出すること。

エ　施工実績調書（様式第３号）及び当該契約書等の写しを提出すること（※１）。

オ　誓約書（様式第４号）を提出すること。

カ　入札参加条件確認表（様式第５号）を提出すること。

キ　共同企業体として参加を希望する場合には、上記アからカ（ア、イ及び建設工事等競争入札参加資格審査受付票（受理印のあるもの）の写しについては企業ごとに用意すること）に加えて、特定建設工事共同請負入札参加資格確認申請書（様式第６号）、特定建設工事共同企業体協定書（様式第７号）及び委任状（様式第８号。なお、復代理人を置く場合には様式第９号も必要となる）を作成し、提出すること。

※１　施工実績調書（様式第３号）及び当該契約書等の写しは、２の(8)の実績を確認できるものを添付すること。

(3)　各種申込の用紙の配布

申込書その他の用紙は、公告の日から令和２年３月２日(月)まで、当協議会のホームページ（https://www.tokyo-23city.or.jp/shokai/keiyaku/index.html）（以下「ホームページ」という。）から印刷するものとする。

(4)　受付

ア　受付日時は、令和２年２月１４日（金）から令和２年３月２日(月)の土曜日、日曜日及び祝日を除く午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までは除く）とする。なお、令和２年３月２日（月）の受付は午後２時までとする。

イ　受付場所

東京都千代田区飯田橋三丁目５番１号 東京区政会館１８階

公益財団法人特別区協議会　総務部総務課総務係　契約担当

(5)　その他

ア　令和２年３月２日(月)午後２時までに申込書類を提出しない者及び競争入札に参加する資格がないとされた者は、この入札に参加することができない。

イ　申込みのために提出された書類は、返却しない。

4　入札参加資格の通知

(1)　審査の結果は、競争入札参加資格確認結果通知書（様式第１０号）（以下「通知書」という。）によ

り、令和２年３月６日(金)までにＦＡＸで送付することとする。

⑵　この競争入札に参加する資格がないとされた者については、通知書にその理由を付記する。

⑶　この競争入札に参加する資格がないとされた者が、その理由について説明を希望するときは、令和２年３月９日(月)正午までに、契約担当部署宛てにＦＡＸで照会すること。照会に対する回答は、翌日以降ＦＡＸで行う。

５　入札参加心得

競争入札参加者心得（以下「入札心得」という。)は、ホームページ上で縦覧に供する。

６　見積用設計図書の貸出

４の⑴によりこの競争入札に参加する資格があるとされた者に対して、令和２年３月６日(金)に、見積用設計図書を貸し出す。貸出方法は、郵送とする。

７　現場説明会

現場説明会は行わない。

８　見積用設計図書に関する質疑及び回答

見積用設計図書に関する質疑及び回答は、発注要項書の指示のとおり行うものとする。

９　入札手続等

⑴　入札・開札の日時及び場所は、次のとおりとする。

ア　日　時　　令和２年４月１４日(火)　午前１０時

イ　場　所　　千代田区飯田橋三丁目５番１号　東京区政会館２０階２０５会議室

ウ　その他　　入札に当たっては、必ず、４の⑴により送付した通知書を持参し、６により貸し出した見積用設計図書を返却すること。

⑵　入札の回数は２回までとする。また、入札に際しては、入札心得の内容をよく確認すること。

⑶　入札書には自己の見積もった金額の１００分の１０に相当する金額（消費税及び地方消費税）を加算した金額（この金額に１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）を記載すること。

⑷　開札は、入札者を立ち会わせて行う。ただし、立ち会うことのできる人数は、１者につき２名までとする。

⑸　入札に参加する資格があると確認された者は、その見積もった金額の１００分の３以上の入札保証金を入札前までに納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合については、入札保証金の納付を免除する。

ア　入札に参加する者が、保険会社との間に当協議会を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を当協議会に提出したとき。

イ　４の⑴の通知書において、入札保証金の納付を要しないものとされたとき。

⑹　入札において落札者とされた者は、契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を契約締結前までに納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合については、契約保証金の納付を免除する。

ア　落札者とされた者が、保険会社との間に当協議会を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を当協議会に提出したとき。

イ　４の(1)の通知書において、契約保証金の納付を要しないものとされたとき。

(7)　工事費内訳書を次のとおり提出すること。

ア　初回の入札に際し、初回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。

イ　工事費内訳書には、次の事項を記載すること。

①記名押印

②工事件名

③積算金額（ⅰ総括表　ⅱ工事種目別内訳　ⅲ細目別内訳）

ウ　工事費内訳書は返却しない。

エ　工事費内訳書を提出しない場合には入札は無効とする。

(8)　次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア　入札について不正な行為があったとき。

イ　虚偽の申請を行った者のした入札

ウ　初回の入札時に２の(9)に掲げる書類を提出しないとき。

エ　その他、入札心得に違反したとき。

10　契約者の決定

(1)　本件入札には、最低制限価格を設定する。

(2)　予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(3)　本件工事契約は、「公益財団法人特別区協議会理事会運営規程」（平成２２年４月１２日理事会決定）第８条の規定により理事会の承認を要するので、落札者と仮契約を締結し、令和２年５月１５日に開催予定の理事会で議決された後に、本契約を締結する。なお、落札者の決定を受けた者が、当該本契約の締結までの間において、本公告の２に掲げる競争入札参加資格条件のいずれかを失ったときは、当該落札者決定を取り消し、当該本契約の締結を行わないものとする。

11　代金の支払い

(1)　前金払い

①　本件工事は前払金の対象工事とする。

②　前払金は、契約金額の１割を超えない範囲で支払う。

(2)　中間払い

発注要項書によるものとする。

(3)　完了払い

完了検査合格後に、請求書の受領後４０日以内に支払う。

12　その他

(1)　本件公告に定めた資料の作成等に要する費用は、申込者の負担とする。

(2)　本件公告における契約事務の担当部署

公益財団法人特別区協議会　総務部総務課契約担当

ＴＥＬ　　０３－５２１０－９９２６

ＦＡＸ　　０３－５２１０－９７１３